

神埼市立小・中学校空調設備使用について

令和4年6月1日

神埼市教育委員会

1 使用目的

梅雨時期から夏季及び冬季の厳寒期において、教室等の環境は非常に室温が高かったり低かったりで、児童・生徒の学習効率の面からだけでなく、健康管理上の面からも教室等の環境改善を図らなければならない。そのために、計画的な空調設備の使用を図ることが重要である。

2 使用教室等

普通教室と特別教室・保健室・図書室・校長室・職員室・事務室 等

3 費用負担

使用時の電気料等維持管理費は学校予算で負担するので、各学校は予算執行状況を考えて計画的に使用する。（瞬時電力値（kW）「デマンド値」に注意する。）

4 使用期間及び運転基準

区 分	冷 房	暖 房
使用期間	6月～9月	11月下旬～3月下旬
使用条件	室内気温が28度以上 または不快指数7.5以上	室内気温が18度以下
エアコン設定温度	28度	20度
使用時間	8時30分～16時30分	8時30分～16時30分

※ 上記以外に当日の気象状況を基に教育環境を考慮し、校長が必要と認めた時に使用する。

5 保守点検

年2回（冷・暖房）使用期間の前に動作確認等を行う。

6 管理責任

校長が責任を持って管理する。